

佐々木委員

はじめに、子宮頸がんの予防方法の私立学校に対する普及啓発について幾つか質問をさせていただきたいというふうに思います。

子宮頸がんは、我が党も力を入れて、予防できる唯一のがんということで、国でも地方でも取り組んできたところでありますけれども、発症年齢が急速に低年齢化して、20代、30代に多くなってきているということもあって、その予防方法としては、子宮頸がんの検診と、そして予防ワクチンの接種が有効であるということが明確になってきています。そして、この原因としては、ヒトパピローマウイルスというウイルスが原因であるということも明確になっている中で、この子宮頸がん、唯一撲滅できるがんということで、どのようにケアをしていくかということで、様々産婦人科医等の専門家の御意見を聞いて進めておったところでありますけれども、その中で私自身も平成 21 年 12 月の定例会の中で一般質問を教育長にさせていただきました。その中で、学校における普及活動、生徒に対して普及していく、中学校あるいは高校の生徒にがん教育としてしっかり普及していくことが大事じゃないかということで、県立高校では特に本年度から保健体育の先生の研修プログラムの中に、この子宮頸がんの普及啓発に対する内容について研修が行われているというふうになってまいりました。

その中で、県立高校の生徒だけでなく私立学校の生徒におかれてももちろん県民でありますし、県立だけでなく私立の学校においてもこの子宮頸がんの予防についての普及啓発活動をしっかり行っていくことが必要じゃないかという観点から質問したいと思いますが、まず学事振興課として今まで私立学校への情報提供及び普及啓発についてアクションを起こしたことがあるかどうか、それをお伺いいたします。

学事振興課長

学事振興課としましては、これまでにおきましては、保健福祉局あるいは教育局からいろいろな情報提供を受けましたときには、各私立学校に対しまして、その情報を伝達させていただくという取組を進めてきたところがございますが、子宮頸がんにつきましては、これまでに私立学校の生徒向けという観点におきましては、情報提供したという事実はございません。それ以外に職員向けということに関しましては、保健体育の先生の研修プログラムにおいて、各私立学校に対して情報提供をさせていただいたことはございます。

佐々木委員

今、職員向きにはそういうことも行ったということでありましたが、私立学校において講演会を保健の授業なんかでやっている中で、エイズ教育あるいは性教育というのは実施していることも知っておりますけれども、DVとかもあります。その中でこの子宮頸がんの予防の啓発に取り組んでいるような学校、そういう事例があれば教えていただきたいと思います。

学事振興課長

私立学校のいろいろな取組につきましては、いろいろな視点から毎年調査を

させていただいております。ただ、今回の子宮頸がんにつきましては、その調査項目に入っていないということで、県の私立学校全体につきましてはの情報というものについては把握ができていないという状況でございます。

その中で、私ども、単発に頂いている情報ということで御回答させていただきますと、子宮頸がんに関しますリーフレット等を保健室に置いていただいているところ、あるいは保健だよりを学校の方でおつくりになったものを生徒さん等にお配りしていただいているところ、あるいは子宮頸がん予防のための、これは少し大規模にやっていた一例でございますが、子宮頸がん予防のための講演会を開催したというものが桐蔭学園の高等学校でございます。これにつきましては、私どもがお聞きしているところでは、約 850 名の参加があったというふうにお伺いしております。

佐々木委員

その 850 名というのは生徒だけですか。親とか保護者とか、そういうのも含めた、あるいは地域の方を含めた講演会の参加人数でしょうか。

学事振興課長

対象者は高等部の 1 年生の女子生徒とその保護者というふうにお伺いしております。

佐々木委員

その平成 21 年 12 月の本会議で私自身も教育長に質問をさせていただいてから、教育局では県立学校に対する取組が始まったということでうれしく思っておりますけれども、この私立学校においても同じようにそういう普及活動を行っていかれることが非常に大事だと、こういうふうに思っています。

今お話を聞いていると、独自に取り組んでいるという内容を報告いただきましたけれども、県民局の学事振興課としても、積極的に様々な情報を提供していただきたいなというふうに思いますし、また保健福祉局、それから教育局などともよく連携をとっていただいて、この普及啓発活動に取り組んでいただきたいと思うんですが、様々なこの議論もありまして、これを性教育というふうに捉えて様々な発言をなさる方もいらっしゃいます。あくまでこれはがん教育という観点でやっていかないと、様々な議論の中でこういう大事なところが進まないということもあります。性行為によって感染していくわけですから、性教育という観点だけで捉えてしまうと、セクシュアルデビューを助長するような、早くするのではないかと、そういうようなことを言う方もいらっしゃいますが、私は違うと思っています。そういう今起きている現状をどういうふうに対応していくことが大事か、その子宮頸がんを撲滅していくためにはどうしたらいいかということ具体的な現状として私は対応していくことが大事だというふうに思っておりますので、そういう意味では性教育ということではなく、がん教育としてしっかり普及活動に学事振興課としても取り組んでいただきたいと思いますが、今後どのように取り組んでいこうと考えているのか、お伺いしたいと思います。

学事振興課長

今、委員よりお話しいただきましたとおり、高校生を対象にということになりますと、何ゆえに性教育かということで若干敬遠されるというような向きも

お伺いをしているところであります。そうした意味では、委員おっしゃるとおり、性教育という観点よりはがん教育として、がんを撲滅するための啓発であるという視点が重要なのかなというふうに考えてはおります。

そうした中で、お話しいただきましたとおり、私どもとして直接的なことができるというよりは、やはり保健福祉局等と連携をさせていただきながら、県としてのそうした部分に対する取組に係る情報を私立学校にもできる限り十分に御提供させていただくということが今後必要なんだろうなというふうに考えております。そうしたことから、そうした連携をとりながら可能な限り学事振興課としても私立学校に対しまして情報提供させていただきたいというふうに考えております。

佐々木委員

日本産婦人科学会とか、あるいは神奈川県においても県の産科婦人科医会の専門家、ドクターからも様々なこういう警鐘が何度も発信されております。教育局も実はそういう認識が平成 21 年 12 月の定例会の時期まで全然なくて、早急にこういうことを掌握して始めていただきました。そういうことからして、学事振興課におかれましても、様々なそういう情報をしっかりと掌握して、発信を積極的にしていただきたいと思いますが、例えばこの県の産科婦人科医会などと連携して、そういう講演会、普及のための講演などをやっていくための連携をして私学に働き掛けていくということができないでしょうか。それについて対応をお聞きしたいと思います。

学事振興課長

先ほど申し上げましたとおり、県の中では保健福祉局と連携をする、今、委員から御指摘いただきましたように、産科婦人科医会等といった県ではない機関の方たちが子宮頸がんに対して非常に取組が進んでいるということであれば、まずはそうした機関の方からお話をいただいた上で、その後も引き続き御協力をいただけるというお話の中で、私どもとしては、私立学校の協会である団体、中高協会ございますが、そうしたところに対してお話をつないでいながら、どういう形で高校等に情報提供する、あるいは講演会等をしていただくという手法がとれるのかということにつきましては、今後は是非とも御相談を進めさせていただきたいなというふうに考えております。

佐々木委員

この件についてこれで終わりにしますけれども、私自身あるいは会派といたしましても、様々なネットワークの中で、学事振興課にもそういう専門家の御意見やそういう状況、情報を提供させていただきたいと思っておりますし、県立がんセンターの産婦人科のドクターも、警鐘を鳴らしつつ、自らも無料でそういう講演に参加して皆さんに訴えてもいいということも教育委員会なんかには再三言っているはずでありますので、そういう財産をしっかりと活用して、今後の子宮頸がん撲滅のための普及啓発活動にしっかりと県民局としても取り組んでいただきたいことをお願いして、この質問を終わります。

(休憩 午前 11 時 58 分 再開 午後 3 時 12 分)

佐々木委員

午後の最初は台風9号による丹沢湖及び酒匂川の影響について幾つかお聞きしたいというふうに思っております。

今年の9月8日の台風9号の被害が相当ひどいということで、我が会派の鈴木副委員長も本会議の代表質問の中で質問をしたところでありますけれども、その酒匂川上流においても、本県のみならず静岡県的小山町にも甚大な被害があつて、激甚災害の指定を受けたという経緯もあります。県内においても、山から川、海まで広範にわたった被害が相当あつて、まだその影響も冷めていないというような状況でございます。

この濁りに対して県内の広域水道企業団等で酒匂川の取水を減量するなどして対応しているというふうなことも聞いておりますけれども、この酒匂川の濁水被害については安全防災局の方でも静岡県と協力して進めていくと聞いておりますが、この9号による丹沢湖及び企業団への影響について、まずこの被害が三宅島の噴火に匹敵する以上のものじゃないかというような見解をしている専門家もいて、三宅島の方は、7年ぐらいたってから住民が帰ってきたときには、自然に溶け込んでいくような状況で元に戻っていったという状況がありますが、この相模湾等は、しけだとか台風がしょっちゅう来るところではないということも含めて、その被害が長引くのではないかということで、非常に河川への影響もあるし、水道関係の影響もあるのではないかとということで幾つかお聞きしますが、まずこの平成21年度までに丹沢湖の堆砂のしゅんせつを行ってきたわけですが、その対策の状況としゅんせつ等の概要について改めてまず最初にお聞きします。

利水課長

丹沢湖でございますけれども、毎年の定期的な測定の結果によりますと、平成21年12月末現在の堆砂量でございますけれども、604万8,000立方メートル、総貯水量に対します堆砂量の割合、いわゆる総堆砂率でございますけれども、9.3%となっております。また、しゅんせつにつきましては、三保ダムは昭和53年しゅん工してございまして、その後、昭和59年度からしゅんせつを実施してございまして、これまでに約162万立方メートルの土砂を除去してございまして、結果といたしましては、先ほど申し上げました堆砂率といたしましては、約2.5ポイント押し下げたという結果になっております。

また、丹沢湖におけますしゅんせつの方でございまして、洪水期前に貯水池の水位を低下させますが、その水位低下を利用して陸上掘削を基本としております。また、掘削した土砂の処分方法につきましては、建設骨材としての有効利用を中心にしまして、ダム下流への下流還元あるいは海岸への養浜材ということで有効活用しているというところでございます。

佐々木委員

今回しゅんせつした土砂ですけれども、仮置き場に置かれているということなのですが、今後この土砂を含めてしゅんせつ土砂をどのように処分していくことを考えているのかお伺いいたします。

利水課長

しゅんせつした土砂の活用方法、処分方法でございますけれども、昭和59年

度から先ほど申し上げました山北町と連携いたしまして、骨材利用ということで砂利採取を中心に進めてまいりました。その平成7年度以降につきましては、ダム下流河川の漁業関係者からの要望もございまして、河川環境の改善のために河川土砂還元を実施してまいりました。それと、平成17年度から養浜を実施しております。

そういう形で、土砂の処分につきましては、今回仮置きした土砂の処分につきましては、養浜材としての有効利用ということで関係機関と協議をいたしているような状況でございます。

佐々木委員

次に、酒匂川の濁りの状況と事業団への対応についてお伺いいたしますが、まず今回の台風9号の豪雨によって酒匂川が非常に記録的な増水となったわけでありまして、この酒匂川の濁りの状況、現在までどのようになって推移してきたのか、台風の前と比べて変わった点、特徴なんかを伺いたしたいと思います。

利水課長

台風直後から現在までの濁りの推移でございますけれども、神奈川県内広域水道企業団におきまして、小田原市飯泉にございます飯泉取水施設におきまして、川から取水した水の濁度を測定しております。その推移で申し上げますと、台風直後の9月9日でございますけれども、日平均濁度といたしましては391度ございました。その後、9月30日でございますが、日平均濁度が185度。それと、10月末でございますけれども、68度ということです。それと、11月末につきましては23度という濁度でございます。こういう形で徐々に改善しつつはありますけれども、昨日の日平均濁度でございますけれども、13日から14日、降雨がございました関係がございまして、昨日、15日の濁度におきましては41度ということになっております。

台風の前と比べての現在の状況ですけれども、川の濁りの状況を台風の被害が発生する前と比較いたしますと、上流域で発生しました土砂崩れ、あるいは土砂の堆積など台風の爪痕がまだ残っているということがございまして、現在も、それと河川内の工事が続いているということもございまして、現在の状況といたしましては、少ない雨でも川が濁りやすくなっているという状況というように考えております。

佐々木委員

下流のこの飯泉取水堰で取水している水道への濁りの影響について、具体的にどのようなものなのか、またどのように対応したのか、それについてお伺いします。

利水課長

飯泉取水堰におきましては、企業団が、日量約73万立方メートルの水を取水しまして構成団体の県営水道、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者へ水を供給しております。取水された水につきましては、企業団の伊勢原浄水場、相模原浄水場、西長沢浄水場の各浄水場で浄水処理されますけれども、各浄水場におきましては、凝集剤と言われる薬品でございますけれども、その量を増やして対応したというふうに聞いております。

それとまた、濁度が高かった9月、10月におきましては、除去した濁りを脱水処理する排水処理施設というのがございますけれども、その施設の運転を24時間連続運転して対応したというふうに聞いております。

それと、酒匂川の濁りを希釈するため、相模大堰と相模ダム直下にごさいます沼本取水口、これらの取水を増量して対応してまいったところでございます。佐々木委員

この濁りを浄化していくというか、そういうやり方で凝集剤を使ったり、既に数億円ぐらにかかっているということなんですが、その濁りを浄化していくために今までにかかった費用、数億円と聞いているんですが、数字は分かりますか。

利水課長

企業団からお聞きしました浄水処理にかかった費用でございますけれども、薬品費、いわゆる先ほどの凝集剤と薬品費、それと排水処理費も併せて聞いておきまして、平成21年度と22年度の比較の差額で申し上げますと、9月では平成21年度に比較しまして9,400万円の増ということでございます。それと、10月におきましては平成21年度と比較しまして3,700万円の増、それと11月におきましては2,900万円の増ということで、次第に増額の幅が小さくなってきているということにはなっております。

佐々木委員

その手法として一部、これは、企業庁、企業団が推奨しているわけではないと思いますが、土砂吐きという方法があるというようなことが一部漏れ聞こえてきておりますが、こういう手法を企業団がやるという、そういう考え方、方向性というのはあるのでしょうか。

利水課長

取水口に土砂がたまりますと、どうしても取水に障害を来すということがございまして、企業団に聞きましたところ、海に向かって左側の方に取水口というものがございまして、そこが一番左側のゲートをなるべく濁らないような方法でゆっくり下げていきまして、上流に堆積した土砂を下流に流すという方法で、土砂を処理、土砂を下流に流すという作業を行いたいということで聞いております。

それとあと、その後は少し川の水を上げましたときには、残った土砂につきましましては、それほど大量の土砂を流すわけではございませんけれども、沈砂池と申しまして、飯泉の取水施設の中に引き込みながら、それについては、除じんといいますか、その土砂を吸い上げながら企業団の中で処理するという形で、取水口にたまりました堆砂の対策をやっていくということで伺っております。

事業計画部長

土砂吐きの操作につきましては、濁りを取る作業とは別の作業でございます。濁りを取る作業としては、やはり濁りを集めて除去するための凝集剤を投入する。あるいは、少し相模川の水の濁度が薄いというか、きれいなものですから、それとその酒匂川の水と一緒に混ぜて、水を薄めることによって、水をきれいにする、作業をよりやりやすくするという2点で作業しておきまして、今の土砂の話は、その酒匂川の水を取水するときに、どうしてもその前のところに上

流から土砂が流れてくるものですから、そのせきの近くにどうしてもたまって  
いってしまっているのです。取水をするときにその土砂が取水の邪魔をする場合  
があるということがございまして、やはり少し土砂吐きという形で土砂を吐く  
ことによって取水をしやすくする作業をどうしても行わなければならないとい  
う話でございます。

佐々木委員

企業団が、土砂吐きというその作業を行ったということですか。

利水課長

昨日聞きましたところによりますと、企業団といたしましては、関係機関と  
協議しまして、漁協等の立会いの下、明日、17日に土砂吐きの作業をしたいと  
いうふうに聞いております。

佐々木委員

漁協の人たちの了解を得たということなんですが、その辺、詳しく分かりま  
すか。

利水課長

当初、漁協さんの方では、せきにたまった土砂を一偏に大量に流すものだとい  
うふうに理解していたということでもございました。しかし、今回の土砂吐き  
につきましては、一応現在の想定の量でございますけれども、約40立方メー  
トルの土砂をゲートをゆっくり下げて、下流に移動させるような形で考えており  
ますけれども、そういう説明を漁協さんの方に説明しまして、そういうこと  
であればということでも理解を得て、明日実施するというふうに伺っております。

佐々木委員

では、理解を得たということでもいいわけですね。

この土砂吐きというのは、先ほど部長からも御紹介いただきましたけれども、  
濁っている濁水を浄化することじゃなくて、たまっているものを一気に  
川に流しちゃうという強引な方法と言えば強引な方法だということには私  
は思うんですが、これは河川あるいは漁業に対する影響というのも少なからず  
私はあるというふうに思うんですね。なぜそういう方法をとらなければなら  
なかったのか。そしてまた、漁協の協力というか理解を得ながらやらねば  
ならないことだったら、もっと違う方法はなかったんですか。土砂吐きを  
やるということは、その川、そして漁港に影響があるのではないかとい  
うふうに思うんですが、その辺、ちょっと詳しく教えていただきたいと思  
います。

企業局長

飯泉取水堰には8本のゲートがございまして、通常、大きな洪水が来ると、  
その8本のゲートというものは放流になるんですけども、そのうちの8門  
のうち1門というのが、これは、どうしても飯泉取水堰というのは、一番  
の下流のところに水を取水する位置をつくって一番量をたくさんとれるよ  
うな構造になっていますので、そういうこともありまして、上流から流れて  
くるのはどうしても水ばかりではありませんので、土砂も平常から流れて  
きます。したがって、そういったときに取水口のところにはどうしてもふ  
だん取水口に水を引き込んでおりますから、その引き込んでおります関係  
で、その引き込んでおるところにどうしても土砂が集まりやすい。集ま  
ってきますとどうしても取水的

に障害が出てきますので、平常時もそこから土砂を下流に流すというような構造になっております。

ゲートを転倒させて、徐々に水の流れと一緒に土砂を流すような構造になっておりました、それを今回御説明させていただいて、では漁協立会いの下でやらせていただくということを了解いただいて、明日、17日に実施させていただくというようなことをお聞きしています。

佐々木委員

その漁協の協力を得たというところはどこかで報告はしているんですか。漁協に協力を得て、理解を得て、土砂吐きをやるということは議会とかどこかへ報告したりしてあるんですか。

利水課長

企業団の飯泉取水堰の場合には、取水障害が生じた場合に非常に大きな事態が生じるということも、緊急的なこともございますので、そういう形で企業団から漁協さんの了解を得られたということで作業をするという話を伺っているというところがございます。

企業局長

実施するに当たっては、当然その関係者の方、立会いの下でやらせていただきます。そういう中で影響が大きいというふうに判断した場合は、当然、途中でやめます。今現在、上流から流れてきている土砂が、取水口のいわゆる水位の満水に近い状況まで土砂がたまってきているんです。したがって、少しでも開けておかないと、水が取れないものですから、そのところを御理解願いながらやらせていただくというふうなことで、立会いの下に仕事をさせていただくということでやらせていただいております。

確かに、議会への御報告という形では、今回させていただいていないのは事実でございます。

佐々木委員

じゃ、今後も、そういうケースがあった場合は、委員会にも報告しないでいいということよろしいですか。

企業局長

県民に安定的な水を供給するという観点から、そう取れた取水に支障が生じるという場合については、まず関係機関のきちんとした御了解を頂いた上でございますけれども、安定的な供給の水が取れるように手段を講じさせていただくということが大前提かなというふうに私は考えております。

佐々木委員

それは当たり前なことなんですよね。ですから、私も鈴木副委員長も一緒に公明党でその場所も見に行きましたし、8ゲートが1個ずつどうだこうだということは、そこまでは調査を詳しくはできませんでしたが、その場所を見てきましたが、その酒匂川の状況もすごく土砂が堆積しているというような状況も目に見て分かるぐらいなものでありました。

そういう意味で、これは、非常に私は慎重にいろんなことを進めていった方がいいなというものもありますし、議会においてもそういう連合の調査会などでもできるようにございますので、そういうところにも報告をしっかりと今後して



いただいた方がいいのではないかなというふうに思います。それはいかがですか。

企業局長

委員おっしゃるとおり、やはりこれだけの土砂が上流から流れてきて、下流と上流を含めて様々な面で酒匂川流域全体がいろいろな意味での課題を背負っております。そういうこともございますので、単なる水道事業者として取水するというだけでこのことが済む問題ではございませんので、やはりそういった委員会等が設置された場合につきましては、御報告した上で御了解を得ながら逐次作業の方は進めさせていただくということで、企業団とも連携をとらせていただきながら、仕事をさせていただきたいと思っております。

佐々木委員

問題意識が高いものですから、その辺も含めて報告を是非頂きたいなど、そういうふうにも思いますし、安心・安定的な水を県民に供給するというのは当たり前前なんです、そのことによって、逆に土砂吐き等の作業をやると、河川とか漁業に影響があるということもよく協議してやっていたらと思うんですが、そういう縦割りの考え方でなくて、安易な方法でなくて、よく様々なところに気を配ってやっていただきたいと思えますし、今お聞きした話とまた少し変わりますけれども、濁水のそういう浄化についても、多分、今頃だともう2億円ぐらいかかっているのかもしれないと思うんですが、一番心配なのは、長時間こういうことがかかっていたときに、水道料金の値上げにつながっちゃうのではないかなという、そういう心配もなきにしもあらずだと思いますが、そういう可能性は将来あるんでしょうか。

経営課長

ただいま処理に様々なお金が多分にかかっていることは承知してございます。これらの費用につきましては、一義的にはまず企業団の経営努力の中で対応をお願いさせていただき、受水費に影響が出ないように対応していただきたいと考えておりますが、仮にこの先、受水費にこのような費用が反映した場合でも、私ども水道事業者それぞれが内部での経営努力を進めまして、水道料金に影響のないように努めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

水道料金が上がらないように努めてまいるということなんで、この影響によって水道料が上がることがないと今断言したということでもよろしいかなというふうに思います。

いずれにしても様々なところに影響があって、これからも県民生活への支援を、安定・安心な供給をお願いしたいと思えますし、全庁を挙げて、この被害に対する対策をしっかりと行っていただきたいことを要望させていただきたいと思えます。

佐々木委員

続きまして、NPOに対する支援について幾つかお伺いしたいというふうに思います。

平成10年に成立したNPO法、これによって活発な活動が展開されてきてい

るわけでありませけれども、また逆にこの約6割とか7割ぐらいのNPO法人が、財政上の課題があるというふうに言われているわけです。その中で、神奈川県では、当面の財政面の支援、かながわボランティア活動推進基金21という、こういう基金があつて、それに対する質問をさせていただきたいのと、あと税制度等の環境整備、この二つについて質問させていただきたいというふうに思いますが、まずこのボランティア活動推進基金21、これは100億円を超える全国にほとんど例のないすばらしい発想というか制度、よくこういうことを考えついたなと思うんですが、この基本的な仕組みについてまず確認の意味でお伺いいたします。

NPO協働推進課長

かながわボランティア活動推進基金21は、公益を目的とする事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を財政面から支援するため、平成13年に条例設置した基金でございます。基金の総額は、設置した当初は約104億円、平成21年度現在107億円となっております。

基金21の事業でございますけれども、この107億円の基金の運用益、1年当たり1億1,000万円ほどになりますが、この運用益により実施されておりました、協働事業負担金、ボランティア活動補助金、ボランティア活動奨励賞の三つの事業で構成されております。

一つ目の協働事業負担金でございますが、地域社会にとって必要な公益的な事業で、ボランティア団体等と県とがパートナーシップを組んで行えば相乗的な効果が高まるというふうに思われる事業に対しまして、1,000万円を上限といたしまして、最高5年間の範囲内で負担金として交付するものでございます。

それから、二つ目のボランティア活動補助金でございますが、ボランティア団体等が地域社会の抱える課題解決に自発的に取り組む事業や社会システムの改革を目指してチャレンジする事業に対しまして、事業費の2分の1まで、上限200万円ということで3年間の範囲内で補助金を交付するものでございます。

それから、三つ目のボランティア活動奨励賞でございますけれども、他のモデルとなるような実践的な活動で地域社会への貢献度が高く、今後、更に継続発展が期待できる活動に自主的に取り組んでいる団体を表彰し、副賞として賞金を交付するものでございます。

佐々木委員

今、三つの事業があるというふうにお聞きしましたけれども、一番大きな事業が協働事業負担金だと思うんですが、この負担金について、これまで助成してきた事業は幾つあるのか、またそれから助成する事業はどういった観点で採択されるのかお伺いします。

NPO協働推進課長

協働事業負担金は、平成13年度の制度開始から現在に至るまでに28の事業に対しまして助成をしております。

次に、助成をする事業を採択する際の観点でございますが、審査会におきまして三つの観点で審査をいただいているところでございます。

一つ目は、ボランティア団体等と県との両者が資金または労力の提供だけではなしに、様々な役割を果たさなければ単独では実施できない事業かどうか。

二つ目の視点といたしまして、地域社会の課題に対してボランティア団体等が先駆的に取り組んでいる事業で、県と連携することによって相乗効果が高まると思われる事業かどうか。

三つ目は、行政のシステム上、県としてはすぐに事業として実施はできないけれども、地域社会にとって必要な公益事業であり、ボランティア団体等が県と協力して実験的に実施が求められる事業かどうか、こういった3点の観点から審査をいただいているところでございます。

佐々木委員

この協働事業負担金ですけれども、行政側が取り組むに至っていないものをNPOの側の発想で取組として提案してモデル事業として始めるわけでありませけれども、すばらしいそういう事業を展開している、またその行政が、気が付かないようなこと、そういう事業を展開しているところもあるんですね。その中で本県だけでなく全国的なモデルになっているような、そういう事例があるのかどうか教えてください。

NPO協働推進課長

他県に同様の取組が波及したというようなモデル的な事例ということでございますが、私ども、承知している中では、一つの例といたしまして平成16年度から20年度にかけて実施いたしました野生動物救護に関する支援事業がございます。この事業は、野生動物救護に従事できる専門的な人材、野生動物リハビリテーターと言っておりますけれども、この野生動物リハビリテーターを養成して救護体制を図るとともに、野生動物を身近に感じ、救護の大切さを知るための体験活動などを実施するものでございます。

平成22年度には、大阪府において大阪府野生動物リハビリテーターの制度が発足したというふうにお伺いしております。

また、平成15年度から19年度にかけて実施いたしました医療通訳派遣システム構築事業というものがございます。この事業は、外国籍の患者さんが医療を受けるときに安心してスムーズに診察を受けられるような医療通訳派遣システムの構築を行ったものでございますけれども、本県がこういう取組をした後でございますけれども、例えば愛知県では、これは県の事業という形でございますけれども、同様の制度を平成24年度から実施していくということで準備を進めている。

あるいは、群馬県では、少し違うんですけれども、電話を通じた医療通訳の事業を実施しております、この場合には、医療通訳の方が少ないということもありまして、群馬だけではなくて周辺の県とも連携して取組を進めていくというふうにご伺いしております。

佐々木委員

医療通訳のそういう事業等、非常にすばらしいなというふうに思います。

このボランティア基金の特徴として5年間の取組なんですね。ですから、非常に内容がよくて、今後も、5年後も継続していった方がいいとか、そういうふうに思う事業ももちろん最初の段階から分かるというふうにも思うんですが、この5年を経過しても継続していこうという、そういう事業も多い中で、この5年間の事業が終了した後の展開についてどのような基本的な考えがあるのか。

それとまた、その後、県の、県本体の事業として取り入れてやってみようというふうに思って、そういう事業もあるのか。あと、そのNPOが、最初は、5年間は協働事業だけれども、自立して自分たちでやっというふうに展開された事業があるのか、具体例も含めてちょっと教えてください。

NPO協働推進課長

基金で取り組みました5年間の事業が終了した後の展開ということでございますが、考え方といたしましては、基金における協働事業はNPO等からの提案で実施するモデル的な事業という性格がございますので、負担金の交付終了後の事業展開につきましては、それぞれの事業所管課において、事業に取り組みました早い段階から計画的にNPO等と協議を進めまして、事業の成果に関する検証評価を行いまして、県の役割を十分踏まえた上で検討していただくこととしております。その結果、事業が終了する段階でNPO等に取り組んでいただくことが効果的で望ましいとしたものは、NPOの主体的な取組に委ね、県としても引き続き協力をして取り組むべき課題であると考えられる場合には、県の担当課において予算化をするなど、必要な措置を講じているということでございます。

具体的な例ということでございましたけれども、終了後、県の事業として実施しているものとしては四つの事業がございます。

具体例といたしましては、平成14年度から18年度に実施した犯罪や災害の被害者等に対する支援事業がございまして、この場合は、県が、犯罪被害者等支援員の養成、犯罪被害者カウンセリング等を団体への委託により実施しているところでございます。

また、県とも協力関係を維持しながら団体が展開しているものとしては、八つの事業がございます。

主なものといたしましては、平成15年度から19年度に実施いたしました地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・環境教育の仕組みづくりという事業がございまして、この事業では県立高校4校に設置した学習支援センターの維持運営等を県が平成20年度及び21年度に事業予算化をいたしましたけれども、平成22年度からは団体の自主的な取組として実施しているところでございます。

佐々木委員

自立が最初から見込めないけれども、非常に重要な課題に対する事業だということがあった場合、5年間で切れてしまっは県民に対する事業を展開しなくなってしまうわけですから、その後も予算化していくということなのですが、今の財政状況を考えると、そういういいものが、最初から採択、採用されないのではないかという懸念もあるんですね。最初から自立が見込めないような内容だけれども、いいもの、そういうものについてはどういうふうな対応を今後5年後にしていくのか、そういうこともお聞きしたいと思います。

NPO協働推進課長

基本的には、協働負担金の事業はあくまでモデル的な取組ということで、その後、事業化、何らかの形で県事業としていくか、あるいは団体の自立した取組としてやっていただくということで考えておりますけれども、そのほか、例

えば県の支援によっても入れがたい、団体としても単独では自立ができないといったケースにつきましては、その取組期間の間に例えば民民の間のいろいろな連携を模索するといったことも、アドバイス、助言しているところでございまして、例えば民間にも様々な助成制度もございますし、あるいは企業のCSRといった取組もございますので、できるだけそういったものを活用するような工夫を案内しているところでございます。

佐々木委員

今年の3月26日に行われた平成21年度の神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会合同会議議事録というものをもらいまして、その中で、様々な審査員の方、審査会の人、それから幹事会の人も言っているんですが、非常に評価者、様々な専門の方がいるんですが、相当タイトな中でこの評価を行っているということで、人数も増やしてほしいとか、あるいはもうちょっと様々な角度から、いろんな視点から見ないと本当にいいものかどうかの評価し切れないのではないかなというようなことも言っているんですね。

私も、今後の財政議論を考えると、企業の活用というんですか、そういうものも非常に大事になってくるのではないかと、今後はこういう基金も100億といっても限界があると思いますから、そういう中でその運用益を使っているわけですね。その中で、今後、企業との連携、活用というものを視野に入れて、その橋渡しを私は、県庁の方で、県民局の方でやるべきなのではないかなと思いますし、またその議事録の中では、コーディネーターみたいな、ただ上げてきたNPOのプレゼンテーションを聞いているだけというのではなくて、財政面等、NPOを育てていくという角度もあるわけですから、そういうNPO支援のコーディネーター、あとはそのNPOと企業をつなげていく、それからNPOと市町村をつなげていく橋渡しのなそういう役割を大きく担っていくことが今後重要だというふうに思うんですが、そういうことを専門的に専任でやっていくような、そういう配置をしていくということも含めて、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

NPO協働推進課長

非常に財政が厳しい中で、県の支援だけではなくて、企業の力をお借りしたり、いろいろなネットワークをつくっていく、そのためのコーディネートというようなお話も頂きましたが、基金21の事業単独ということではなくて、神奈川県としては、横浜西口にかながわ県民活動サポートセンターを設置して、様々な事業を実施しているところでございます。その中には、人材育成ということですか、あるいはいろいろな協働の取組、あるいはボランティア活動に取り組む事務員への指導、そういった様々な取組によって支援をしているところでございますので、また今、佐々木委員から頂きましたいろいろな御提言を踏まえて、そうした取組を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

最後に、税制度の環境整備について1点だけお聞きしたいなと思いますけれども、このボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例は、今年4月に施行されたわけでありましてけれども、国でも今議論しておりますが、寄附金の優遇税制とかということも含めて、今後、県の税制度の環境整備等、それ

から国にどういうことを求めて、今後、NPOの様々な意見を聞いて、国の方にどういう要望をしていくつもりなのか、その税制改正に対し県としての対応について最後にお聞きしたいと思います。

NPO協働推進課長

今、委員から御指摘のとおり、現在、政府におきましては、市民公益税制の改革に向けて取組が進められていると承知しておるところでございまして、本県も、こうしたNPOに対する支援というものをしていく上で、市民の寄附、支援によってそのNPOの活動は支えられていくということを非常に大切なことというふうに考えております。

そうした中で、現在、政府が検討を進めておりますNPO等に対する寄附を促進する税制改正、これは非常にそういう意味ではNPOに対する支援の寄附を促進する上で有効な改正になり得るものというふうに受け止めております。そうした中、本年4月には政府税制調査会の市民公益税制プロジェクト・チームが中間報告を取りまとめた際に、その改革の実現に向けて、内閣府、総務省、財務省に対して提案活動も行ってきたところとございまして、こうした改正の動きが地域の課題解決に取り組むNPO法人への支援につながるものとして期待を寄せているところでもございます。

県といたしましても、地域課題の解決に貢献するNPOの活動を支える為の寄附を促す仕組みの構築に向けまして、積極的な対応が必要であるというふうに考えておまして、このたび有識者による検討会を立ち上げるなど、検討を始めることといたしたところでございます。今後とも、国の動きを注視し、また他の地方団体とも連携して取組を進めさせていただこうと思っております。また、その際には県内のNPOの御意見も十分に伺いながら、より良い制度への実現に向けまして取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

要望で終わりますが、NPOの活動、非常に大事になってきます。認定NPO法人の問題もありますし、まだまだ数%ということで、様々な寄附の優遇制度も、優遇税制も含めて、今後、県としても税制度の整備について尽力していただきたいと思っております。今後もしっかりと議論をさせていただきたいというふうに思っています。

以上で終わります。

佐々木委員

公明党県議団といたしまして、本委員会に付託された諸議案について賛成の立場から意見発表させていただきます。

まず、子宮頸がん予防方法の私立学校に対する普及啓発についてです。

子宮頸がんは予防できる唯一のがんであり、予防方法として子宮頸がん検診と予防ワクチンの接種が極めて有効であります。そして、こうした予防法を効果的に普及啓発していくためには、学校等において子宮頸がん予防の普及啓発に取組、生徒に教えていくことが極めて重要であると考えます。平成21年12月の定例会における私から教育長への質問を契機として、県立高校に対してはこうした普及啓発の取組が始まっていると承知しておりますが、私立学校にお

いても同様の取組を推進していくことにより、県内の若い世代全体に子宮頸がん予防を効果的に広めていくことができると考えます。

既に個別にこうした普及啓発の取組を行っている県内私立学校もあるようですが、県の私学振興を進める立場として、県内全体の私立学校にも県立学校と同様の普及啓発が進んでいくよう、関係機関とも連携しながらしっかりと取り組まれることを要望いたします。

次に、NPOに対する支援についてです。

まず、かながわボランティア活動推進基金 21 についてであります。この基金は、様々な地域課題の解決に取り組むボランティア団体を育成していく上で先駆的な役割を果たすとともに、地域の切実な課題の解決のためにも協働の力を生かして大変大きな成果を上げてきました。そうした成果をしっかりと根付かせていくため、基金事業終了後の対応をしっかりと行っていただくとともに、協働型社会における地域課題解決の重要な担い手となるボランティア団体に対し、引き続き効果的に支援を努めていかれることを要望いたします。

また、県が目指している協働型社会を実現していくためには、様々な地域課題の解決の主体として期待されるNPOの財政基盤の強化が極めて重要であります。よって、県内のNPOの意見等をよく聞いて、NPOに関する税制度等の環境整備など、NPOの自立につながる制度の実現に向けてしっかりと取り組まれることを要望いたします。

次に、県民企業関係の本年9月の台風第9号による酒匂川への土砂流入の影響について申し上げます。

報告のとおり、酒匂川が、水が濁り、その取水を減量しているとのことですが、この濁り水の長期化による影響は、水道事業にとどまらず、漁業にも影響が危惧されていることであり、一刻も早い回復を願うものであります。企業庁、企業団におかれては、既に様々な対策をおとりになっているとのことですが、上流域での災害復旧状況を見ると、濁り水、土砂の流入は短期的には終息しないことも懸念されます。今後は、この状況を更に詳細に調査すると同時に、関係機関との調整、連携を速やかに進め、効果的な対策の実施により、水道事業や県内漁業など、県民生活への影響を最小限に抑えられるよう強く要望いたします。

以上、当局の一層の努力を期待いたしまして、公明党県議団としての意見とさせていただきます。